

(仮称) 小山市都市づくりのマスタープラン
策定業務委託
に係る事業者選定

簡易公募型プロポーザル 実施要領

令和3年6月

小山市 都市整備部 都市計画課

公園緑地課

この要領は、(仮称)小山市都市づくりのマスタープラン策定業務を受託する事業者を簡易公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きに関する必要な事項を定めるものである。

1. 業務の目的

小山市は、農業・商工業のバランスが良く、新幹線も止まる駅でありながら、市街地の周辺に農地や平地林などの田園環境が広がっており、市内中心部を流れる思川は、ラムサール条約湿地「渡良瀬遊水地」へとつながっている。渡良瀬遊水地は、絶滅危惧種を含む貴重な動植物が生息する雄大な自然の宝庫であり、遊水地内に生息する国の特別天然記念物「コウノトリ」のペアからひなも誕生している状況である。この様に、小山市の魅力は、コウノトリによって選ばれた素晴らしい自然に囲まれて、ゆとりある生活を送ることができる首都圏でも有数の田園環境都市であると考えている。

この田園環境都市こそが国連の掲げる SDGs (持続可能な開発目標) の目指す持続可能な社会の一つのモデルあり、小山市が有する魅力ある環境資源を将来にわたって保全し未来につないでいくために、「第8次小山市総合計画」では「市民との対話と連携・協働による『田園環境都市 小山』を未来につなぐ持続可能なまちづくり」の基本理念に沿った施策や主要事業を SDGs の推進と一体として取り組むこととしている。

この「田園環境都市 小山」の実現に向け、都市と緑を一体的に捉え、将来都市像を描き、共通した施策を展開していく必要があるため、ともに改訂時期を迎えている「都市計画マスタープラン」と「緑の基本計画」を一本化し、「(仮称)小山市都市づくりのマスタープラン」として策定することを目的とする。

2. プロポーザルの概要

(1) 業務名称

(仮称)小山市都市づくりのマスタープラン策定業務委託

(2) 業務内容

別紙特記仕様書によるものとする。

(3) 選定方式

簡易公募型プロポーザル方式

(4) 履行期間

契約締結した日から令和5(2023)年3月17日(金)まで

(5) 提案額の上限

金 30,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

令和3年度 金 10,000,000 円

令和4年度 金 20,000,000 円

※上記の上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3. スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| (1) 実施要領等の公表 | 令和3(2021)年6月3日(木) |
| (2) 関連資料の貸出 | 令和3(2021)年6月3日(木)
～6月25日(金)まで |
| (3) 質問書の受付 | 令和3(2021)年6月3日(木)
～6月10日(木)午後5時まで |
| (4) 質問に対する回答 | 令和3(2021)年6月15日(火) |
| (5) 参加表明書等の受付 | 令和3(2021)年6月15日(火)
～6月25日(金)午後5時必着 |
| (6) 審査結果の通知・公表 | 令和3(2021)年7月上旬 予定 |

4. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、公告日現在において、令和3(2021)・令和4(2022)小山市物品購入等入札参加有資格者名簿に「都市政策コンサルティング」で登録されている者。ただし、次のいずれかに該当する場合は応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 小山市建設工事請負業者指名停止基準による指名停止を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団の構成員を役員、代理人、支配人その他使用人又は代理人として使用している者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続きをしている者

5. 参加申請等

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加表明書等を項目ごとにインデックスを付した上で順番にとじ込み、正本1部、副本10部および電子媒体(CDもしくはDVD)1部を作成し、持参又は郵送(簡易書留で提出期限必着)にて提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書(様式1)
 - イ 誓約書(様式2)
 - ウ 事業者概要(様式3)
 - エ 企画提案書
 - ・業務実績(様式4-1)
 - ・業務実施体制(様式4-2)
 - ※ 技術士登録証等の資格保有を証明する書類を添付すること。
 - ・業務実施方針、作業工程(様式4-3)
 - ・下記「特定テーマ」についてまとめたもの(様式4-4)

「特定テーマ」

1. 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画改定にあたり、検討すべき市が抱える問題とそれを解決するための提案
2. 「都市環境と田園環境が調和したまちづくり」を小山中で実現するための提案

オ 参考見積書（任意様式）

(2) 受付期間

令和3年6月15日（火）～6月25日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

小山市役所 都市整備部 都市計画課

(4) 関連資料の貸出

関連資料を貸し出すため、希望者は申し出ること。

ア 貸出物

- (ア) 小山市都市計画マスタープラン【全体構想編】
- (イ) 小山市都市計画マスタープラン【地域別構想編】
- (ウ) 小山市緑の基本計画

イ 貸出期間

令和3年6月3日（木）～6月25日（金）
（土日を除く、午前9時～午後5時まで）

ウ 貸出場所

小山市役所 都市整備部 都市計画課（要事前連絡）
※郵送を希望する場合は、都市計画課まで問い合わせのこと。

(5) 質問及び回答

企画提案書等の提出に関する質問は、次により行うこと。

ア 質問方法

- (ア) 電子メールにより、質問書（様式5）を word 形式で提出すること。
- (イ) 他の方法による質問は一切受け付けない。
- (ウ) 質問箇所及び内容を分かりやすく記載すること。

イ 受付期間

令和3年6月3日（木）～6月10日（木）午後5時まで（必着）

ウ 提出先

小山市役所 都市整備部 都市計画課

※ メール の 件名 は 「(仮称) 小山市都市づくりのマスタープラン策定業務委託に関する質問書」とすること。

※ メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

エ 回答日及び回答方法

令和3年6月15日（火）までにホームページに掲載する。

6. 審査

(1) 審査方法

提出書類に対し、本市が設置する審査委員会において「(2) 評価基準」に基づき審査する。

(2) 評価基準

審査における評価基準は下表のとおりとする。

審査項目	評価の着眼点	評価基準
業務実績（10点）	妥当性	同種・類似業務の受注実績 SDGs に対する取組み
業務実施体制 （20点）	妥当性	配置予定技術者の資格・実績
	独創性	業務実施体制
業務実施方針等 （20点）	妥当性	業務実施方針、作業工程の妥当性
	独創性	創意工夫があり先進的な提案
	資料作成能力	簡潔で理解できる資料構成
特定テーマ （50点）	妥当性	テーマの理解、的確な提案
	独創性	創意工夫があり先進的な提案
	実現性	実現性があり説得力のある提案
	資料作成能力	簡潔で理解できる資料構成

(3) 審査評価及び事業者選定

審査委員会において、審査の結果を評価し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、選定された優先交渉権者が契約締結までに参加資格を失った場合は、次順位である事業者を優先交渉権者に選定する。

(4) 審査結果の通知・公表

令和3年7月上旬 予定

7. 提案にあたっての留意事項

(1) 提出書類に関する事項等

ア 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平

成4年法律第51号)に定める単位とする。

- イ 用紙の大きさは原則A4版縦とする。ただし、特定テーマ(様式4-4)については、A3版横(片面)2頁以内とする。
- ウ 文字は注記等を除き10ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述すること。
- エ 提案は、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、分かりやすく簡潔に記述すること。
- オ 提出書類は返却しない。
- カ 提出後の記載内容の追加、修正、及び再提出はできないものとする。
- キ 公正公平な審査を行うため、副本には参加事業者の特定ができるような記載(社名、ロゴマーク等)をしないこと。
- ク 提出書類は、本プロポーザルの選定以外に使用しない。ただし、小山市情報公開条例(昭和62年3月12日条例第1号)に基づく公文書の公開請求の対象の情報となることを留意すること。
- ケ 提出書類に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、参加事業者が第三者に承諾を得ておくものとする。

(2) 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 4.に定める参加資格を満たしていない場合。
- イ 提出方法、提出場所、提出期限等に合致しないとき。
- ウ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないとき。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- オ その他、本市が不適格と認めたもの。

(3) その他

- ア 参加事業者が提出した書類の著作権は作成者に帰属する。なお、本市は、選定結果を公表する場合その他必要と認めるときは、提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- イ 提出書類の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて本市から疑義事項の照会を行う。
- ウ 参加に関して必要となる費用は、参加事業者の負担とする。
- エ 公正なプロポーザルが確保できないと思われる場合は、審査を中止することがある。
- オ 参加事業者が1者であっても、審査を実施する。
- カ 参加の辞退は自由であり、辞退の以後、事業者が不利益な扱いを受けることはない。なお、参加を辞退する場合には、参加辞退届(様式6)〈原本1部〉を提出するものとする。

キ この要領に定めるものの他、必要な事項は本市が別に定める。

8. 問い合わせ先、質問書及び提出書類提出先

〒323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市 都市整備部 都市計画課

電話 0285-22-9203

FAX 0285-22-9685

電子メール：d-tokei*city.oyama.tochigi.jp

セキュリティ上、*をアットマークに読み替えてください